

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年3月17日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時33分 散会

付託事件

議案第2号, 議案第4号, 議案第5号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第8号, 議案第9号, 議案第10号, 議案第11号, 議案第13号, 議案第16号, 議案第20号(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款, 第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く), 議案第26号, 議案第35号, 議案第36号(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第8款, 第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く), 議案第40号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ② 議案第 4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款, 第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)
- ⑬ 議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑭ 議案第35号 包括外部監査契約の締結について

⑮ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）

⑯ 議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

① 令和4年陳情第1号 水戸市職員による税金詐取

② 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	税務事務所参事兼市民税課長	佐々木信也君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君

防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君	新市民会館 整備課長	須藤文彦君
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、石塚男女平等参画課長が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に先立ちまして、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 昨日の福島県沖の地震の対応等について、御報告させていただきます。

大変恐縮ではございますが、既に報告書をお配りさせていただいておりますので、口頭の説明とさせていただきます。

昨日午後11時36分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、最大震度につきましては、宮城県、福島県において震度6強を観測してございます。本市におきましては、震度5弱でございました。本市の対応といたしましては、地震発生直後に市職員300名規模の災害注意体制を確立し、被害情報の収集、広報活動、避難所の開設準備等の対応をさせていただきました。人的・物的被害なし。避難された方もいらっしゃいませんでした。

報告は以上でございます。

○高倉委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問等がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

それでは、議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第2号ほか15件、それに陳情2件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りをいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、まず、執行部に提出議案の説明を求め、明日、質疑を行いまして、22日火曜日に御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか15件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月24日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。また、提出議案の説明につきましては、演台を使用し

て行いたいと思いますので、御了承を願います。

それでは、初めに、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議についてでございますが、議案第4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきましても公の施設の広域利用に関するものでありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第2号及び議案第4号について、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、議案書①、1ページをお開き願います。

議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について、提出しました参考資料により御説明いたします。

1の提案理由でございますが、水戸市をはじめとする県央地域9市町村におきましては、それぞれが設置しております公の施設について、協定書に基づき住民の相互利用を行っているところであり、協定対象施設の追加及び施設名称の変更に伴い、改めて協議するものでございます。

2の内容でございますが、水戸市において水戸市下入野健康増進センターの屋内プール等、笠間市において笠間芸術の森公園スケートパークのスケート広場、城里町においてコミュニティセンター城里の図書室をそれぞれ追加するものです。また、茨城町の運動公園の陸上競技場を多目的広場に名称変更するものでございます。

3の協定締結予定日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、4の施設の位置図でございますが、2ページに笠間芸術の森公園スケートパーク、コミュニティセンター城里、3ページに茨城町の運動公園をそれぞれ記載しております。

議案書①にお戻りいただきまして、議案書の2ページをお願いいたします。

2ページから6ページまでが公の施設の広域利用に関する協定書でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、前回の委員会において請求のありました資料について、説明させていただきます。

1ページ目がカラー刷りとなっております資料でございますが、新規の追加施設の概要、開園時間等について、1ページに笠間芸術の森公園スケートパークを、2ページにコミュニティセンター城里を記載してございます。後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

次の資料でございますが、広域利用の対象となる公の施設及び協定市町村住民の使用料等一覧を御覧ください。

分厚い資料で冊子となっているものでございます。ページを開いていただきまして1ページをお願いいたします。1ページからは広域利用の対象となる公の施設を一覧として、施設名、無料・有料の別、参照ページ数について掲載しております。

5ページをお願いいたします。5ページからは各市町村からの情報を基に、有料の施設について使用料等を記載してございます。表題として、左から市町村名、施設名、所在地を示し、その下に写真及び広域の住

民が施設を利用する場合の料金を記載してございます。こちらにつきましても後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案書①、9ページを御覧願います。

議案第4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきまして、提出資料に基づき御説明いたします。

1の改正理由につきましては、本市におきまして公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加する施設が生じたため、先ほど説明しました協定にあわせまして条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、水戸市下入野健康増進センターの新設に伴い、(1)として本市が設置する公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加し、(2)として利用条件について、本市に住所を有する者と同一条件で利用できるように定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

2ページには新旧対照表、3ページ以降は参照条文として公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例及び水戸市下入野健康増進センター条例の抜粋を記載してございますので、御参照をお願いいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、議案書①の11ページをお願いいたします。

市議会議案第5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、子育て支援等子どもに関する様々な課題に総合的に対応し、効果的かつ効率的に施策を推進するとともに、さらなる市民サービスの向上を図るため、またデジタル化関連施策の一層の推進を図るため、行政組織を見直すこととし、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、市長公室の事務分掌について、情報化をデジタル化に改め、また、こども部を設置し、こども部の事務分掌を、1、子育て支援に関すること、2、児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること、3、母子保健に関することとし、福祉部、こども部、保健医療部の事務分掌を表のとおり改めるものでございます。

(2)の関係条例の改正では、アの水戸市放課後学級事業の実施に関する条例につきましては、放課後学級事業の実施主体を教育委員会から市長に改めるもので、イの水戸市子ども発達支援センター条例につきましては、施設の名称の「子ども」を平仮名表記の「こども」に改めるもので、ウの水戸市小児慢性特定疾病審査会条例につきましては、小児慢性特定疾病審査会の庶務の所管を保健医療部からこども部に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照を

お願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、議案書①の13ページをお願いいたします。

市議会議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料①により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、職員定数については、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行っております。令和4年度におきましては、4事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず表の見方でございますが、左端の列に区分として、条例で規定されたそれぞれの区分を記載してございます。その右の列は職員定数として、現行と改正後の数字を並べて記載してございます。右端の列は増減の人数を記載してございます。

今回改正となる箇所でございますが、区分2行目の市長の事務部局の職員におきまして1,171人から1,325人となり154人の増、区分3行目の選挙管理委員会の事務局の職員におきまして4人から5人となり1人の増、区分5行目の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員におきまして335人から185人となり150人の減、区分7行目の消防職員におきまして341人から342人となり1人の増となっております。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について増減理由とともにまとめており、7ページには平成30年度から令和4年度までの定数増減の推移をまとめてございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

また、参考資料②は先日の総務環境委員会で御請求がありました、令和2年度から令和3年度までの新型コロナに係る応援職員の推移を示した資料となります。各月1日現在の応援者数で、棒グラフ中、網かけ部分は感染症対策の応援者数、白地部分はワクチン対応の応援者数となります。詳細は後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 市議会議案第7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料①により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、国家公務員の給与改定等に準じ、市職員の給与改定を実施するため、水戸

市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2の改正内容ですが、(1)水戸市職員の給与に関する条例の一部改正は第1条に規定しており、令和4年度以降の期末手当の改正となります。

まず、ア、再任用職員以外の一般職員の期末手当について、表のとおり令和3年6月及び12月それぞれ1.275月であったものを、令和4年度以降はそれぞれ1.2月に引き下げるものです。イ、再任用職員の期末手当について、同じく表のとおり令和3年6月及び12月それぞれ0.725月であったものを、令和4年度以降はそれぞれ0.675月に引き下げるものです。ウ、特定任期付職員の期末手当について、同じく令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降はそれぞれ1.625月に引き下げるものです。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

(2)市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては第2条に規定しており、市議会議員の期末手当の改正となります。表のとおり、市議会議員の期末手当について、令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降はそれぞれ1.625月に引き下げるものです。

次に、(3)常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては第3条に規定しており、常勤の特別職の職員の期末手当の改正となります。表のとおり、常勤の特別職の職員の期末手当について、令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降はそれぞれ1.625月に引き下げるものとなります。

次に、付則第2項から第8項に規定しております、(4)令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてですが、国においてはコロナ禍における政府の経済対策等の取組を踏まえ、人事院勧告により示された官民格差を解消するための令和3年度給与改定を見送り、令和3年12月期末手当引下げ相当額を令和4年6月の期末手当から減額することとしております。市においても国に準じ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を令和4年6月支給の期末手当から減額するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

3ページから8ページまでは新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

次に、前回の委員会において資料の請求をいただきました、今回の期末手当引下げによる影響額につきまして、提出しました参考資料②により御説明申し上げます。

給与条例改正による影響でございますが、まず、1としまして、令和4年度期末手当の支給割合の改正による会計別影響額となります。(1)は常勤職員の影響額となっており、表は左から会計名、期末手当引下げによる影響額、期末手当引下げに伴う共済費の影響額、合計影響額となっております。常勤職員の期末手当引下げによる影響額については、期末手当及び共済費の全会計合計で1億2,732万7,000円の減額となっております。

次に、(2)市議会議員の期末手当引下げによる影響額については、241万7,000円の減額となっております。

次に、2としまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例につきましては、令和3年度給与改

定を見送ったことから、令和3年12月期末手当引下げ相当分を令和4年6月支給の期末手当から減額する内容となっております。その影響額は、1の令和4年度期末手当の支給割合の改正による影響額と同額を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、17ページをお開き願います。

市議会議案第8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、獣医師の職務の特殊性に鑑み、茨城県と同様の特殊勤務手当を新設するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、獣医療、公衆衛生または動物の愛護及び管理に関する業務に従事する獣医師に獣医師手当を支給するものです。手当額については茨城県と同額としており、他自治体でも同様に若年層に手当を厚くし、段階的に減額していく内容となっております。管理職手当が支給される者を除き、職務の級に応じて、参考として記載している額を支給をするものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

3ページは新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、19ページをお開き願います。

市議会議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料①により御説明申し上げます。

1の主な改正理由は3点ございます。まず、1点目が、(1)消防団員の処遇改善を図る、消防団員数を確保するため報酬額の見直しを行うものです。2点目が、(2)産業医業務の外部委託等に伴い、関係規定を整備するものです。3点目が、(3)こども部設置に伴い、関係規定を整備するものとなっております。

2の主な改正内容についてですが、(1)消防団員の報酬額の見直しとしまして、ア、年額報酬について、表のとおり副分団長以下の団員の年額報酬を増額するとともに、イ、出動時の報酬等について見直しを行うものです。(2)市嘱託医の報酬等に関する規定については、外部委託化等により規定を削除し、(3)こども部設置に伴い、非常勤職員の職名、並びを組織順に整理するものです。

3、施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

次に、前回の委員会において資料の請求をいただきました消防団数、消防団員数及び今回の消防団員の報酬額の見直しによる影響額につきまして、提出しました参考資料②により御説明申し上げます。

まず、1としまして、分団数及び消防団員数については、令和3年4月1日現在で28分団、現員数526人となっており、定数と比較しますと38人の欠員となっております。

次に、2としまして、報酬額改正影響額を表に記載しております。

(1)年額報酬の改正については、表の左から階級、人数、現行の単価、総額、改正後の単価、総額となっており、改正による影響額は表の最下段285万500円となっております。

(2)出勤報酬等の改正については、表の左から区分、回数、現行の単価、総額、改正後の単価、予算額となっており、改正による影響額は表の最下段667万円となっております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、21ページをお開き願います。

市議会議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、地方公務員法に基づき人事評価結果を分限処分へ活用するとともに、失職の例外に関する規定を県等との均衡を考慮して整理するため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、(1)分限処分の内容に降給を追加するとともに、人事評価または勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績不良と認められる場合等に分限処分を実施できるようにするため、処分をする場合の事由及び手続等に係る規定を追加するものです。また、あわせて、(2)としまして、職員が地方公務員法第16条第1号の欠格事項に該当した場合の失職の例外規定について、茨城県や他団体との均衡を考慮して要件の整理を行うものです。

参考としまして、分限処分の種類を記載しております。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

3ページから5ページが新旧対照表、7ページは参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、23ページをお開き願います。

議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のため、国に準じ、育児休業等に関する関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては2点ございます。1点目は、(1)非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件についてです。現行では非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得するためには、職員として引き

続き1年以上在職していることが要件となっておりますが、これを廃止し、在職期間を取得要件から除外するものです。2点目は、(2)育児休業を取得しやすい勤務環境の整備となります。環境整備として、ア、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向の確認等を行うとともに、イ、研修の実施、相談体制の整備等を任命権者が行うよう、規定を整備するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

3ページ以降は新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

説明は以上となります。

○高倉委員長 次に、議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 それでは、議案書①の27ページをお開き願います。

市議会議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により説明いたします。

まず、1の改正理由についてでございます。イベントや住宅の新築工事等の際に一時的に設置される仮設トイレについては、一般の世帯等におけるくみ取トイレとは異なり、臨時にくみ取りをするものであることから、計画的・効率的な収集運搬が困難であり、収集運搬業者の経費負担が大きいものとなっております。そのため、仮設トイレのし尿処理に係る手数料の改定を行うものであります。

2の改正内容につきましては、仮設トイレのし尿処理に係る手数料について、現行の従量料金に定額料金3,000円を加えた額とするものです。

3の施行期日につきましては、令和4年10月1日とするものです。

資料2ページ以降に新旧対照表、参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 それでは、議案書①の33ページをお開き願います。

市議会議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により御説明させていただきます。

1の条例の改正理由につきましては、水戸市内原ヘルスパーク健康増進センターのアリーナ及びサブアリーナにおいて、新たに設置いたします空調設備の利用に当たり、実費相当額を徴収するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、内原ヘルスパークのアリーナ及びサブアリーナにおいて、空調設備を利用する場合は、アリーナ等の利用料金の額に実費相当額を加算するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

ページを返していただきまして、資料の2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文の抜粋及び、後ほど規則で定めることになっております実費相当額並びに健康増進センターの施設概要を、4ページ及び5ページに施設平面図を、6ページ及び7ページに前回の委員会において資料請求をいただいた施設案内のパンフレットを掲載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、順次、執行部から説明を願います。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の43ページをお開きください。

市議会議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算について、御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,244億7,200万円と定めるものでございます。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債、そして第5条では一時借入金の最高額を200億円と定めるものでございます。さらに、第6条で、歳出予算の流用について項間の給料などと定めるものでございます。

44ページをお開きください。

44ページの第1表歳入歳出予算につきましては、48ページにかけまして、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの金額を示しております。

内容につきましては、議案書②令和4年度予算に関する説明書により歳出から各担当課長が御説明いたします。

○天野議会事務局次長兼総務課長 議案書②令和4年度予算に関する説明書の72、73ページをお開き願います。

3の歳出でございます。1款1項1目議会費につきましては、前年度に比べまして2.5%の減となっております。主なものは、議員及び議会事務局職員の給与関係経費、議会活動費、事務局経費でございます。

○上垣外総務法制課長 続きまして、同じページの2款総務費、1項総務管理費でございます。1目一般管理費につきましては、前年度に比べ3.3%の減となっております。主な内容は、文書法制、人事管理、契約事務等に要する経費でございます。

○梅澤財務部参事兼財政課長 76ページをお願いいたします。

2目財政管理費について、御説明いたします。増減率が469.3%の増でございます。主な内容としては、議案書や予算書の印刷製本、そして3つの基金の管理でございます。増加の要因は、令和5年度の新斎場整備に備えるため電源立地振興基金に4億5,000万円を積み立てるものでございまして、増減が大きくなっております。

説明は以上でございます。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、3目会計管理費につきましては、前年度比19.1%の増でございます。主なものにつきましては、公金収納情報データ化委託などの出納業務に係る経費、決算書の作

成経費でございます。

○谷津財産活用課長 続きまして、4目財産管理費でございますが、前年度比2.5%の増でございます。主な内容でございますが、本庁舎等の庁舎管理費といたしまして0.1%の減、普通財産等の土地管理費として12.7%の増などでございます。また27節の繰出金につきましては、公共用地先行取得事業会計の繰出金でございます。

説明は以上でございます。

○宮川政策企画課長 78ページをお願いいたします。

続きまして、5目企画費でございますが、前年度と比較しますと11.1%の増となっております。主な内容としましては、企画調整事務費につきましては、新たな総合計画の策定や、国・県予算の要望等に要する経費でございます。総合戦略経費につきましては、移住定住促進事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に要する経費でございます。広域行政事務費につきましては、県央地域首長懇話会の開催及び北関東中核都市連携会議による広域連携事業などに要する経費でございます。

以上でございます。

○川上交通政策課長 続きまして、80ページ及び81ページをお開きください。

6目交通政策費の予算額は、前年度に対して1.5%の減額でございます。内容といたしましては、交通政策経費として、自転車通行空間の整備、タクシーを活用した公共交通空白地区における移動手段の確保など、そういったものに係る経費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○北條情報政策課長 続きまして、7目デジタルイノベーション費、こちらは令和3年度では情報システム管理費という名称でございましたが、11.2%の増となっております。主な内容といたしますと、各種システムの維持管理、情報セキュリティ対策、個人番号制度の維持、行政のデジタル化、地域のデジタル化に要する経費でございます。

○出沼みとの魅力発信課長 続きまして、82ページ、83ページを御覧ください。

8目みとの魅力発信費でございます。前年度と比べまして1.9%の増となっております。主な内容といたしましては、広報紙の発行のほか、新たにAIを活用したイベント情報発信、市公式LINEへ予約ツールの導入等を行う経費でございます。

以上でございます。

○渡邊市民課長 続きまして、9目出張所費につきましては、前年度と比べ6%の減となっております。主な内容といたしましては、赤塚・常澄・内原出張所の運営経費でございます。

以上でございます。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 続きまして、84、85ページをお開き願います。

10目市民活動費につきましては、前年度比4.4%の増となっております。主な内容といたしましては、町内会、自治会などの地域コミュニティ活動の支援に要する経費や住みよいまちづくり推進協議会への補助に要する経費、NPOやボランティア団体等の連携、協働の推進に要する経費でございます。

続きまして、11目市民センター費につきましては、前年度比17.8%の増となっております。主な内容

といたしましては、市民センターの職員等に関する経費、施設の運営に要する経費、ページを返していただきまして、86、87ページになりますが、施設の整備事業や三の丸市民センター等の長寿命化改修事業に要する経費でございます。

続きまして、12目消費生活対策費につきましては、前年度比8.5%の減となっております。主な内容として、水戸市消費生活センター業務の運営委託に要する経費や、消費教育の推進に係る経費でございます。

以上でございます。

○小林防災・危機管理課長 88ページ、89ページをお願いいたします。

13目防災対策費につきましては、前年度比17.0%の増となっております。主な内容として、災害備蓄品、防災ラジオの購入費、自主防災組織への支援に係る経費、さらには防災訓練に係る経費でございます。

以上でございます。

○村沢生活安全課長 続きまして、14目交通安全対策費につきましては、前年度比3.9%の増となっております。主な内容として、交通安全対策に要する経費、市内6か所の自転車駐車場の指定管理に要する経費などがございます。

続きまして、90、91ページを御覧願います。

15目生活安全費につきましては、前年度比28%の減となっております。主な内容として、空家等対策に要する経費、自治会等が管理する防犯灯に関する補助金、水戸地区防犯協会への負担金などがございます。

以上でございます。

○沼田文化交流課長 続きまして、16目平和文化費でございます。前年度に比べまして7.3%の減となっております。主な内容として、91ページの平和都市経費については、平和大使の派遣、平和記念館の維持管理及びピースプロジェクトの実施等に関する経費でございます。また、ページを返していただきまして、93ページ上段の文化振興経費については、水戸市芸術祭の開催、オセロの普及啓発などに要する経費でございます。

続きまして、92ページ、17目芸術館費につきましては、前年度比1.1%の減となっております。主な内容として、財団の運営、施設の維持管理等に要する経費でございます。

続きまして、18目国際交流費につきましては、前年度比4.4%の減となっております。主な内容として、国際交流経費につきましては、水戸市国際交流協会の運営、水戸市国際交流センターの維持管理等に係る経費でございます。また、国際交流事業基金費につきましては、基金の利子を積み立てるものがございます。

以上でございます。

○須藤新市民会館整備課長 続きまして、94、95ページをお開きください。

19目市民会館費につきましては、前年度に比べて64.6%の増でございます。主な内容として、新市民会館整備事業費として、保留床の取得や備品の購入に係る経費、新市民会館開館準備

等経費といたしまして、管理運営に係る指定管理料、プレオープン事業に係る経費などでございます。

○小嶋市民協働部副部長 続きまして、20目男女平等参画センター費につきましては、前年度比8%の減となっております。内容につきましては、職員給与費、男女平等参画推進の事業に要する経費でございます。

○柴崎環境保全課長 続きまして、96ページ、97ページでございます。

中段の21目環境対策費につきましては、前年度比7.3%の増でございます。主な内容といたしまして、公害対策経費につきましては、悪臭や水質等の調査、大気汚染防止法等に基づく事業等に要する経費、環境保全経費につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助など、環境保全に要する経費でございます。

以上でございます。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、98、99ページをお開き願います。

22目水戸黄門ふるさと寄附金費につきましては、前年度と比べ0.4%の減となっております。主な内容といたしましては、水戸黄門ふるさと寄附金の募集及び水戸黄門ふるさと基金の積立てに要する経費でございます。

以上でございます。

○上垣外総務法制課長 続きまして、23目公平委員会費でございます。前年度と同額となっており、内容は公平委員会の委員の報酬などでございます。

24目諸費は前年度に比べ10.4%の減となっており、内容は自衛官の募集、国民保護協議会の運営、仮ナンバーの発行などに要する経費でございます。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、最下段から次のページの100、101ページにかけて御覧願います。

2項徴税費につきましては、税務事務所全体の予算でございます。1目税務総務費につきましては、前年度と比べ8.7%の増となっております。主な内容といたしましては、税務職員の給与等並びに会計年度任用職員報酬等の人件費、固定資産税評価システム業務及び標準宅地の不動産鑑定評価業務の委託料などでございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、前年度と比べ1.5%の増となっております。内容といたしましては、納税通知書などの印刷費や郵送料、過年度の税等返還金、滞納処分に係る不動産鑑定手数料などでございます。

以上でございます。

○渡邊市民課長 続きまして、102、103ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比べ10%の増となっております。主な内容といたしましては、市民課職員の給与、各種証明書の発行及び旅券事務等に係る経費でございます。

以上でございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、同じく102、103ページの下段を御覧願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、前年度比16.8%の増でございます。主な内容といたしましては、職員5人の給与と委員4人の報酬などでございます。

ページを返していただきまして、104、105ページの2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額でございます。主な内容といたしましては、若年層を対象とした常時啓発に要する経費でございます。

3目諸選挙費につきましては、前年度比3.1%の増でございます。主な内容といたしましては、参議院議員通常選挙及び県議会議員一般選挙の執行並びに市議会議員一般選挙及び市長選挙の準備に要する経費でございます。

以上でございます。

○北條情報政策課長 次に、106、107ページを御覧ください。

5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、統計調査に要する職員給与等でございますが、22.2%の減でございます。

その下、2目諸統計調査費につきましては、67.0%の減でございます。こちらは各種統計調査に要する費用でございますが、経済センサス活動調査が終了したことによる減でございます。

○永井監査委員事務局次長 続きまして、108、109ページをお開き願います。

6項監査委員費につきましては、前年度比5.3%の増でございます。主な内容は、監査委員及び事務局職員の給与関係経費でございます。

○黒澤衛生事業課長 続きまして、140ページ、141ページをお開き願います。

4款衛生費、3項墓園斎場費のうち、1目墓園埋葬費につきましては、前年度比113.9%の増となっております。主な内容といたしましては、浜見台霊園の維持管理や合葬式墓地の整備工事、側溝蓋の設置など墓地公園の運営に要する経費となっております。

続きまして、142ページ、143ページをお開き願います。

2目斎場費につきましては、前年度比177.3%の増となっております。主な内容といたしましては、待合室の洋室化工事など斎場の運営に要する経費、新斎場整備事業費などでございます。

○栗原ごみ減量課長 続きまして、144ページ、145ページをお開き願います。

4項清掃費、1目清掃総務費につきましては、前年度比4.5%の増となっております。主な内容といたしましては、清掃事務に要する職員給与費をはじめ、ごみ減量推進に要する経費やごみ収集袋作成に要する経費でございます。

○武田清掃事務所長 続きまして、下段の2目塵芥処理費につきましては、下入野健康増進センターの整備完了に伴い、前年度に比べ8億6,781万7,000円、20.4%の減となっております。主な内容といたしましては、新清掃工場えこみっとの運営に要する経費をはじめ、ページを返していただきまして、146ページ、147ページでございますが、中段のごみ収集に要する経費や旧清掃工場の跡地利活用などに要する経費でございます。

○黒澤衛生事業課長 続きまして、同じページの下段となります。

3目し尿処理費につきましては、前年度比2.9%の減となっております。主な内容といたしましては、見川クリーンセンターの運営に要する経費、148、149ページをお開きいただきまして、合併処理浄化槽の普及促進に要する経費などでございます。

○亀井廃棄物対策課長 続きまして、同じページの下段を御覧ください。

4目産業廃棄物等対策費につきましては、前年度と比較して2.8%の増でございます。主な内容としたしましては、産業廃棄物処理業の許可等に関する経費、産業廃棄物情報管理システムの賃借料、不法投棄防止に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 続きまして、214、215ページをお開き願います。

下段の10款6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度比1.4%の減となっております。主な内容としたしましては、216、217ページの各種スポーツ行事に要する経費、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの振興に要する経費、水戸黄門漫遊マラソンの開催や学校施設の開放に要する経費でございます。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 続きまして、同じく216、217ページの下段を御覧願います。

2目体育施設費につきましては、前年度予算額と比較いたしまして約6%増となっております。主な内容としたしましては、体育施設の維持管理に係る経費及び指定管理料並びに体育施設の整備に関わる委託料、工事請負費等でございます。

説明は以上でございます。

○梅澤財務部参事兼財政課長 220ページまでお進みください。

12款1項公債費について、御説明いたします。1目元金は7.3%の減としております。この減額の主な要因は、令和3年度に特例的な償還を計上していたため、これがなくなったことにより令和4年度は減額となっております。2目利子は13.8%の減であり、3目公債諸費は344万7,000円の減としております。

次の13款予備費は、近年の充当状況を考慮し、2億円といたしました。

以上が総務環境委員会所管の歳出予算でございます。

○安里人事課長 続きまして、222、223ページをお開き願います。

給与費明細について、御説明いたします。

1、特別職につきましては、市長及び副市長、議員、その他の特別職を含め、合計90人分の給与費の内訳となっております。市長ほか常勤特別職、議員については期末手当の支給月数の引下げ、職員数減等により前年度との比較では3.2%の減となっております。

次に、2、一般職につきましては、会計年度任用職員以外の職員の給与費の内訳となっております。(1)総括については、職員数1,840人分の給与費及び共済費の内訳となっております。前年度との比較では0.9%の減となっております。

最下段の表は職員手当等の内訳となっております。ページを返していただきまして、224、225ページをお開き願います。(2)給料及び職員手当等の増減額の明細、(3)は給料及び職員手当等の状況となっております。ア、職員1人当たりの給与は、行政職、技能労務職等の職種別の平均給料月額、平均給与月額等を、イ、初任給は学歴別、職種別の初任給の額、国との制度比較となっております。ページを返していただきまして、226、227ページをお開き願います。ウ、級別職員数につきましては、職種別、職務の級におけ

る職員数となっております。ページを返していただき、228、229ページをお開き願います。エ、昇給については、職種別、昇給に係る号級数別の職員数となっております。次に、オ、期末手当・勤勉手当につきましては、支給率や国との制度比較となっております。

備考に記載のとおり令和4年6月支給期においては、国に準じて令和3年度期末手当引下げ相当額を減じる特例措置を実施することとしております。

ページを返していただき、230ページ、231ページをお開き願います。カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当、及びキ、地域手当については、国との制度の比較を、ク、特殊勤務手当については給料総額に対する比率等、ケ、その他の手当の状況については国との制度比較となっております。

ページを返していただき232、233ページをお開き願います。

3、一般職のうち会計年度任用職員の給与費等となっております。(1)総括については、職員数935人分の給与費及び共済費の内訳となっております。前年度との比較では、職員数が52人、5.9%の増、給与費等は10.1%の増となっております。(2)は給料等及び職員手当等の増減額の明細となっております。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、令和4年度一般会計予算の歳入につきまして、御説明いたします。

同じく議案書②の4ページ、5ページまでお戻りください。

1款1項1目個人市民税につきましては、令和3年度の収入状況などを踏まえ、前年度と比べ1.7%の増としております。2目法人市民税につきましては、これまでの収入の状況や国による地方財政計画などを踏まえて、前年度と比べ24.7%の増としております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2項1目固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の負担軽減措置が終了したことや、新築家屋の増加が見込めるため、前年度と比べ3.9%の増としております。2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年度と比べ1.3%の減としております。

3項1目軽自動車税環境性能割につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による負担軽減のための措置期間が終了したことなどにより、前年度と比べ97.2%の増としております。2目種別割につきましては、前年度と比べ3.4%の増としております。

8ページ、9ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税につきましては、税率の引上げによる影響が通年化することから、前年度と比べ1.3%の増としております。

5項1目入湯税につきましては、令和3年度の収入状況等を踏まえ、前年度と比べ200%の増としております。

6項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様に事業収入が減少した中小事業者等の負担軽減措置が終了したことなどにより、前年度と比べ2.3%の増としております。

次の地方譲与税及び交付金につきましては、国及び県の予算措置の状況等から見込んだところであります。

2款1項1目地方揮発油譲与税につきましては、前年度と比べ7%の増としております。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と比べ5.2%の増としております。

3項1目森林環境譲与税につきましては、森林整備等に必要となる財源を確保するため国から交付されるもので、前年度と比べ28.7%の増としております。

3款1項1目利子割交付金につきましては、前年度と比べ28.4%の減としております。

4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度と比べ6.3%の減としております。

12, 13ページをお開き願います。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比べ43.7%の増としております。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、法人市民税の税率引下げに伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部を市町村に交付するもので、前年度と比べ36.1%の増としております。

7款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度と比べ6.3%の増としております。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と比べ1.6%の増としております。

14, 15ページをお開き願います。

9款1項1目環境性能割交付金につきましては、県税として徴収する自動車税環境性能割の一部が市町村に交付されるもので、新型コロナウイルス感染症拡大による負担軽減措置としての税率の軽減措置期間が終了したことなどにより161.8%の増としております。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、続きまして、2段目の10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は10万円、25%の減としております。

11款1項地方特例交付金は4,500万円、14.7%の減としており、最下段の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置が終了することから令和4年度の予算措置はしておりません。

ページを返していただきまして、16ページをお願いいたします。

12款地方交付税につきましては、まず普通交付税は地方財政計画や令和3年度の決定見込みを基に積算しております。また、特別交付税は対象事業の増減を考慮し積算した結果、項の合計で30億7,100万円、37.2%の増としております。

13款1項交通安全対策特別交付金は前年度と同額としております。

3段目の14款分担金及び負担金、1項負担金は、2目民生費負担金が大きな割合を占めております。社会福祉施設や児童福祉施設の利用に対するものでございます。ページを返していただきまして、18ページをお願いいたします。項の合計では5,323万8,000円、2.1%の減としております。

ページを返していただきまして、20ページをお願いいたします。

15款使用料及び手数料、1項使用料は市有施設の使用料が主なものでございます。ページを返していただきまして、22ページをお願いいたします。6目土木使用料の占める割合が大きいものであり、このうち住宅使用料が減収する見込みとしております。このため、ページを返していただきまして、合計では4,475万円、3.7%の減といたしました。

その下の2項手数料につきましては、1目総務手数料は891万1,000円の減、徴税手数料及び戸籍住民基本台帳手数料が決算の推移を基に減額しております。ページを返していただきまして、26ページで

ございます。額の占める割合としましては、2目衛生手数料が約10億円と、占める割合が多いものになっております。

32ページまでお進みください。

手数料の合計としましては、352万4,000円、0.3%の減としております。

その下の16款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。主なものは1目民生費国庫負担金であり、障害者自立支援給付、児童手当、子ども・子育て支援施設型給付、生活保護などに対する国負担でございます。2目衛生費国庫負担金に新型コロナウイルス関係の負担金を計上しております。このため、項の合計で5億9,966万2,000円、3.2%の増といたしました。

下段の2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上したことなどにより、6億7,989万2,000円の増としております。ページを返していただきまして、2目民生費国庫補助金は、民間児童福祉施設の整備補助がなくなったことによりまして1億5,613万7,000円の減としております。ページを返していただきまして、3目衛生費国庫補助金でございます。保健所費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金などを計上したことにより、2億9,322万7,000円の増にいたしました。42ページまでお進みください。この結果、国庫補助金は項の合計で9億7,154万7,000円、20.7%の増となっております。

ページを返していただきまして、3項委託金でございます。増額で796万3,000円、11.6%の増としました。

下段からは県支出金でございます。まず、1項県負担金につきましては、1目民生費負担金が占める割合が大きいものであり、障害者自立支援給付などの増に伴い増額しています。ページを返していただきまして、3目農林水産業費負担金についても地籍調査の事業費の増に伴い増額としております。この結果、項の合計で4,014万7,000円、0.7%の増といたしました。

下段からの県補助金につきましては、2目民生費補助金が850万3,000円、0.7%の減としております。ページを返していただきまして、48ページでございます。衛生費補助金につきましては1,091万円の減としております。52ページまでお進みください。52ページが県補助金の合計でございます。総額で23億1,294万円、前年対比2,494万5,000円、1.1%の減となります。

54ページをお願いします。

県委託金は、総務費委託金のうち統計調査委託金が減額となったことから、項の合計で1,423万3,000円、2.1%の減としております。

下段、18款財産収入、1項財産運用収入につきましては、ページを返していただきまして、56ページでございます。360万6,000円、11.1%の減としております。

下段の2項財産売払収入につきましては、1目不動産売払収入を減額し、ページを返していただきまして、合計で5,196万9,000円、23.2%の減としております。

中段の19款1項寄附金につきましては、新たに企業版ふるさと寄附金を計上したことから、5,000万円、16.7%の増としております。

下段の20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、まず1目財政調整基金繰入金を19億

5,000万円と、前年度対比4億5,000万円の増額としております。ページを返していただきまして、60ページが基金繰入金の合計でございます。総額で21億7,500万円で、4億440万5,000円、22.8%の増としております。

2項特別会計繰入金は530万円、44.2%の減としております。

21款1項繰越金は1億円を増額し、3億円として予算計上をしております。

22款諸収入につきましては、主なものを御説明させていただきます。ページを返していただきまして、62ページでございます。3項の貸付金元利収入において再開発事業資金貸付金元利収入が令和3年度限りの単年度収入でございました。このため大きく減額をしております。

68ページまでお進みください。

68ページは23款1項市債でございます。まず、1目総務債が77億450万円、前年対比31億3,800万円の増と、新市民会館整備事業債を増額したことにより大きく増額しております。ページを返していただきまして、70ページでございます。一方で、8目臨時財政対策債は普通交付税の増額に伴い、増減額で36億3,000万円の減とし、項の合計、市債合計でございますが4億4,990万円、2.5%の減としております。

歳入の説明は以上でございます。

○黒澤衛生事業課長 恐れ入りますが、議案書①の49ページをお願いします。

こちら第2表継続費のうち、4款衛生費、3項墓園斎場費、新斎場整備事業につきましては、令和4年度が3億1,900万円、令和5年度が22億2,500万円、令和6年度が8億1,600万円、総額33億6,000万円により3か年の継続事業で実施するものです。

○熊田行政経営課長 続きまして、第3表の債務負担行為のうち、1行目の包括外部監査に係る債務負担につきましては、令和5年度の包括外部監査の実施に当たり、令和4年度から準備行為をする必要があることから、令和4年度から令和5年度までの期間で限度額1,200万円を設定するものでございます。

○須藤新市民会館整備課長 続きまして、その下の行でございますが、新市民会館の初度調弁に係る債務負担につきましては、新市民会館の運営に必要な備品を購入する経費といたしまして、期間を令和5年度まで、限度額を5億円として設定するものでございます。

○梅澤財務部参事兼財政課長 続きまして、総務環境委員会所管以外の債務負担行為について、御説明いたします。

3行目の特別養護老人ホーム整備に係る債務負担行為につきましては、令和5年度の補助対象者を令和4年度中に選定するためのものであり、40床増床分として1億2,000万円を設定するものです。

4行目の医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、医学を履修する学生に対する対応に関するものでございます。これを2人分、4,520万円を設定するものであります。

5行目の医療機関開設促進に係る債務負担行為につきましては、小児科及び産婦人科に対する開設補助として、合計9,000万円を設定するものであります。

6行目から8行目の中心市街地店舗、事務所等開設促進、サテライトオフィス等開設促進、企業立地促進に係る債務負担につきましては、施設の整備に対する補助でございますが、事業着手時期によって対象事業

が年度内に完了しないことも想定されるため、令和5年度以降の補助金について債務負担を記載の額に設定するものであります。

9行目の石川小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担行為は、令和5年度から予定している長寿命化工事に伴い、令和4年度から整備を始めるプレハブ校舎設置に係るものでございます。

ページを返していただきまして、50ページをお願いいたします。

50ページの第4表地方債につきましては、交通政策事業から臨時財政対策までの21件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。なお、債務負担行為及び地方債につきましては、関連する調書を議案書②令和4年度予算に関する説明書に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、執行部から説明を願います。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 議案書①、69ページをお開き願います。

市議会議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算につきまして、第1条で、総額を歳入歳出それぞれ4億5,070万円と定めるものでございます。

内容につきましては、議案書②の令和4年度予算に関する説明書で御説明いたします。

366, 367ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、市債の償還のため、一般会計から2億869万8,000円を繰り入れるものでございます。

また、4款市債、1項1目公共用地先行取得事業債につきましては、市立競技場用地の取得財源といたしまして2億4,200万円の市債を発行するものでございます。

ページを返していただきまして、368, 369ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場用地を取得するための公有財産購入費及び補償費、補填費といたしまして2億4,200万円を計上するものでございます。

次の2款1項公債費につきましては、1目元金といたしまして2億699万6,000円を、平成26年度から27年度、新ごみ処理施設整備事業市債償還元金及び市立競技場の整備事業市債償還元金といたしまして、また2目利子、158万7,000円につきましては、発行した市債の償還金利子でございます。

なお、次の370, 371ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第35号 包括外部監査契約の締結について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、追加議案書⑥の5ページをお願いいたします。

市議会議案第35号 包括外部監査契約の締結について、提出しました参考資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島2丁目11番6号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会東京会茨城県会からの御推薦をいただいた方で、令和2年度及び令和3年度の本市の包括外部監査人をお願いしてございます。経歴は資料に示したとおりでございます。

4の契約の期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

ページを返していただきまして、2ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案並びに第1表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費について、お願いいたします。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 追加議案書⑥の7ページをお開きください。

市議会議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億2,150万5,000円を追加し、総額を1,356億798万6,000円とするものでございます。

また、第2条で継続費の補正、第3条で地方債の補正、第4条で繰越明許費の補正を行うものであります。

ページを返していただきまして、8、9ページの第1表歳入歳出予算補正に款項の補正額を記載しております。

内容につきましては、議案書⑦補正予算に関する説明書により説明してまいります。1ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費のうち2目財政管理費につきましては、電源立地振興基金に県の補助を5,000万円積み立てるものでございます。

○高倉委員長 次に、6目交通政策費について、川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 続きまして、6目交通政策費につきましては、バス事業者が運行する地域間幹線系統に対して県と市町村が共通補助を行うこととしてございまして、その負担金の財源として1,300万円を補正するものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、歳入並びに第3表地方債補正並びに第4表繰越明許費補正について、梅澤財務部参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、歳入を御説明いたします。

議案書⑦の2ページをお開きください。

12款1項地方交付税につきましては、設定見込額にあわせて普通交付税を21億4,440万円増額するものであります。

続きまして、中段の16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、3目教育費国庫負担金のうち笠原小学校校舎増築、吉沢小学校校舎増築の財源を整備するため、154万4,000円を減額するものであります。

下段の2項国庫補助金につきましては、主に国補正に伴う増額でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業に係る財源及び投資的事業の事業費の増額に伴う財源としまして、ページを返していただきまして4ページの上段でございます。補正額としては、項の合計で6億1,618万7,000円の増額としております。

下段の21款1項繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として9,836万2,000円を措置しております。

ページを返していただきまして、6ページからは22款1項市債でございます。7目教育債までは国庫補助の追加に伴い増額するものや、対象事業費の決定に伴い財源の整備を行うものでございます。

ページを返していただきまして、8ページの8目臨時財政対策債は、普通交付税の増額にあわせ、決定見込みとして21億4,440万円を減額するものです。このため、市債の合計でも9億3,590万円の減額としております。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、地方債の補正を説明いたしますので、追加議案書⑥の11ページでございます。

11ページ下段の第3表地方債補正につきましては、今回の市債の補正にあわせて河川事業など3つの事業について、限度額を変更するものでございます。

ページを返していただきまして、12ページから13ページにかけましての第4表繰越明許費補正につきましては、企画調整事務費など48の事業について、繰越明許費を設定するものでございます。

地方債補正及び繰越明許費につきましては、関連する調書、議案書⑦補正予算に関する説明書の26ページ以降に記載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、説明を願います。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 続きまして、追加議案書⑥の23ページをお開き願います。

市議会議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,200万円を減額しまして、予算の総額をそれぞれ1億9,890万円と定めるものでございます。

内容につきましては、議案書⑦補正予算に関する説明書、54、55ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項市債につきましては、事業費が確定したことなどに伴いまして、取得財源でありました公共用地先行取得事業債を2億4,200万円減額するものでございます。

歳出でございますが、1款1項公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場用地取得を令和4年度にのせ替えることとしたため、公有財産購入費及び補償補填費を2億4,200万円減額するものでございます。

市議会議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時33分 散会